法律の現場から 125

運転免許の返納制度

弁護士　新山　直行

最近、高齢ドライバーの交通事故をよく耳にします。話題になっているからこそニュースで頻繁に取り上げられているということで、決してここ数か月だけで件数が爆発的に増加したというわけではないと思います。しかし確実に多発しています。警察庁が発表する交通死亡事故件数におけるドライバーを年齢別にみると、一番が85歳以上、二番が15歳から19歳、三番が80歳から84歳と続き、統計上も顕著です。残念ながら、高齢による認知の低下というものは避けられず、免許更新時の医師の診断の義務化という法改正も進んでいます。たしかに、私の実家のような田舎では、交通手段がないため高齢者ほど車が手放せない環境にあります。しかし、名古屋のように公共交通機関が整備された都会では免許の返納という選択肢も十分にあると思います。長く運転した方ほど車の運転に愛着をもたれるかもしれませんが、免許返納サポートとして民間と提携したサービスも進んでいます。愛知県でも、運転経歴証明書または「ももカード（高齢者交通安全モデルカード）」を提示することで割引などのサービスを受けられるようになっています。今回の話題を機に一度、考えてみてはどうでしょうか。